

令和2年度第10回安塚区地域協議会次第

日時：令和3年1月26日（火）午後6時から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 協 議

(1) 令和2年度地域活動支援事業活動報告会について

資料 No. 1

(2) 令和3年度地域活動支援事業について

資料 No. 2-1 ~

資料 No. 2-3

4 報 告

(1) 安塚区地域協議会視察研修について

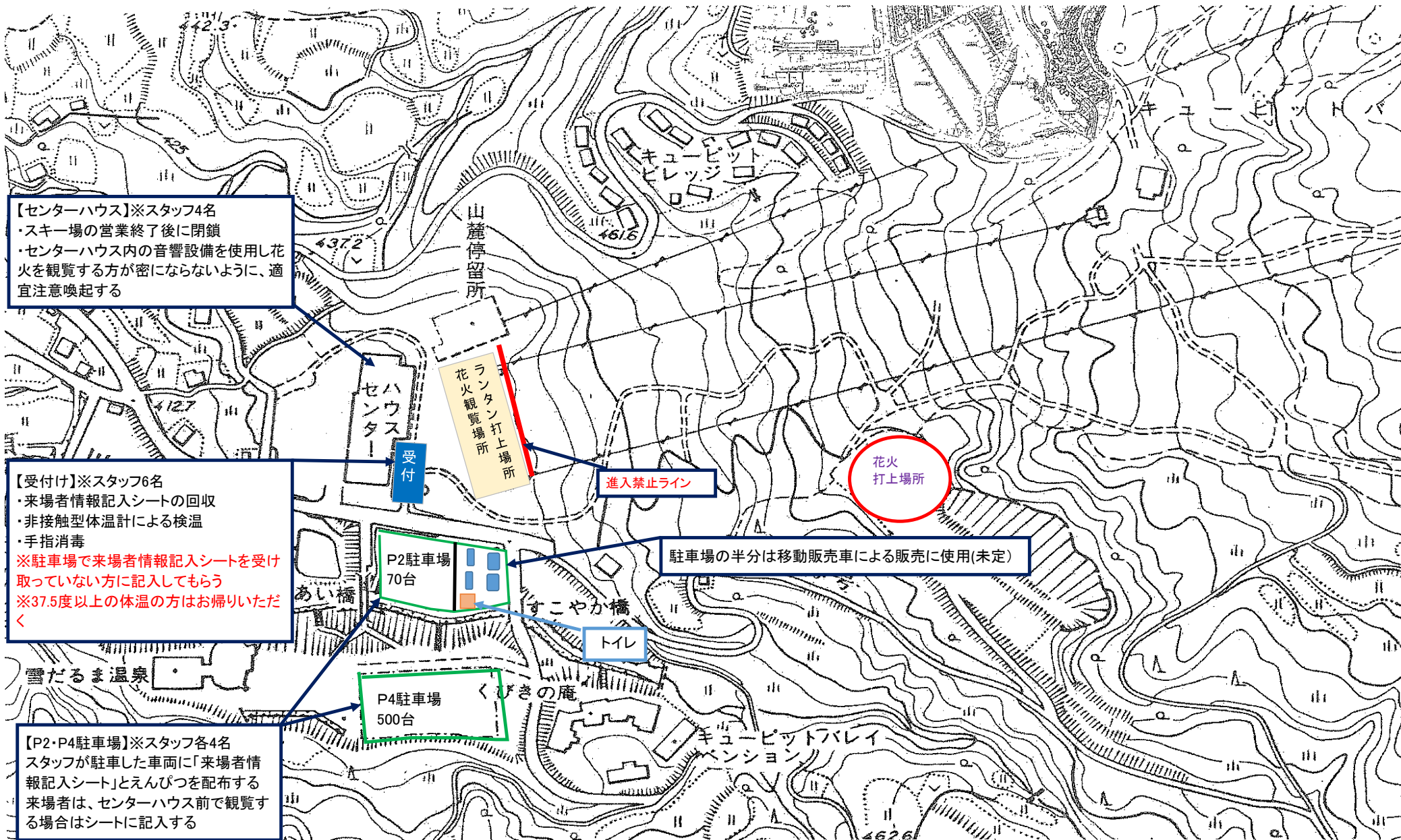
5 その他

(1) 次回開催 令和 年 月 日（ ）午後 時 開会

6 閉 会

灯の回廊時の「ランタン」、「打ち上げ花火」のコロナ対応策(案)

山のうえの雪まつり実行委員会



【センターハウス】※スタッフ4名
 ・スキー場の営業終了後に閉鎖
 ・センターハウス内の音響設備を使用し花火を観覧する方が密にならないように、適宜注意喚起する

【受付】※スタッフ6名
 ・来場者情報記入シートの回収
 ・非接触型体温計による検温
 ・手指消毒
 ※駐車場で来場者情報記入シートを受け取っていない方に記入してもらう
 ※37.5度以上の体温の方はお帰りいただく

【P2・P4駐車場】※スタッフ各4名
 スタッフが駐車した車両に「来場者情報記入シート」とえんぴつを配布する
 来場者は、センターハウス前で観覧する場合はシートに記入する

進入禁止ライン

駐車場の半分は移動販売車による販売に使用(未定)

※来場者情報シート:氏名、住所、連絡先を記載いただく。

※ランタンの打ち上げは、事前予約制(氏名、住所、連絡先等把握)とし、一度にあげるのではなく、密を避けるため数十人ごとに行う。

令和2年度地域活動支援事業活動報告会（案）

- 1 実施方法 今年度、地域活動支援事業を活用して事業を実施した全ての団体（9団体）から活動内容を報告していただく。（事業が終了していない団体については、途中経過の報告）
①説明、質疑を含めての持ち時間 1 団体____分※昨年度 10 分
②順番は提案書の受付順
- 2 日 時 令和3年 月 日（ ） 時 分から
※昨年度：令和2年2月29日（土）
午後1時30分から3時30分まで
- 3 会 場 安塚コミュニティプラザ3階大会議室
- 4 内 容 ・開会の挨拶
・活動報告
・令和3年度地域活動支援事業について
・閉会の挨拶
- 5 進 行 _____委員
- 6 参 加 者 ・実施団体
・町内会長、自治会長
・区内各種団体
※来年度の地域活動支援事業についての説明も行うため、実施団体以外にも周知する。

令和3年度 上越市地域活動支援事業（安塚区）について【検討事項】

1 スケジュール

項目	令和2年度【当初募集実績】	令和3年度【案】
①事前告知 (活動報告会の周知を含む)	2月中旬	2月中旬
②事前相談の周知 (班回覧)	3月1日(日)	2月25日(木)
③事前相談	3月2日(月)～31日(火)	3月1日(月)～3月31日(水) ※活動報告会の開催が3月1日(月)以降となる場合は、活動報告会実施後に事前相談受付開始
④募集要項の配布 (全戸配布、防災行政無線)	4月1日(水)	3月25日(木)
⑤事業提案書の受付期間	4月1日(水)～4月28日(火) 正午まで	4月1日(木)～4月30日(金) 正午まで ※郵送提出の場合は当日消印有効
⑥プレゼンテーション	※新型コロナウイルス感染症の影響により、プレゼンテーションは実施せず、書面による質疑回答を実施	5月18日(火) ※事前に書面による質疑回答を実施
⑦地域協議会(全体審査)	6月2日(火)	5月20日(木)

2 採択方針に関する事項

令和2年度	令和3年度
<p>【安塚区の採択基本方針】</p> <p>(1) 優先して採択する事業</p> <p>安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区の地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</p> <p>②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業</p>	<p>【安塚区の採択基本方針】</p> <p>(1) 優先して採択する事業</p>

<p>③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業 ④中山間地域の活性化に資する事業 ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業 ⑥良好な景観づくりに資する事業 ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業 ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業 ⑨安全安心のまちづくりに資する事業 ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業 ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p>(2) その他の事業 優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<p>(2) その他の事業</p>
<p>【補助率・補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率は原則補助対象経費の100%とする。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。 補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とし、1万円単位で助成する。 	<p>【補助率・補助金額】</p>
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とする。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。 	<p>【審査基準】</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集期間中についても、応募・事業提案に係る相談を受け付けるものとする。 審査については公開を原則とする。 提案団体によるプレゼンテーションを行う。 事業終了後、提案団体による地域活動支援事業活動報告会を行う。 防犯灯のLED整備事業は補助対象としない。 提案団体の代表が地域協議会委員の場合、採択に係る審査の段階で協議には参加できるが、採点は行わない。 	<p>【その他】</p> <p>■新規事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会委員本人、配偶者または二親等以内の血族が直接的な利害関係にある事業の場合、採択に係る審査の段階で協議には参加できるが、採点を行わない。

令和3年度 上越市地域活動支援事業（安塚区） 審査・採択の基本的なルールについて【案】

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査を行う委員

- ・審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ・ただし、提案団体の代表者が委員である場合は、採択に関する協議に参加できるが、採点者にしない。また、地域協議会委員本人、配偶者または二親等以内の血族が直接的な利害関係にある事業の場合は、採択に関する協議に参加できるが、採点者にしない。

(2) 委員による提案内容の確認

- ・事務局は事業募集終了後、「地域活動支援事業提案書受付一覧」を作成し、申請者による「事業提案書（写し）」、採点票及び質問票を委員に送付する。
- ・委員は提案書（写し）の内容を確認したうえで、質問等あれば送付された質問票に記入し、事務局に提出する。
- ・事務局は質問票を取りまとめ、該当の提案団体に質問票と回答票を送付する。
- ・事務局は回答票を取りまとめ、「質問・回答一覧表」を全委員に送付する。

(3) プレゼンテーションの実施

- ・提案団体によるプレゼンテーションを実施する。
- ・提案団体は提案内容を説明した後、委員からの質疑に答える。
- ・各提案団体の持ち時間は、説明・質疑応答を含めて10分程度とする。

(4) 委員による審査・採点

- ・プレゼンテーション終了後、委員は送付された資料等の内容を踏まえて、基本審査、優先採択方針との適合性（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）の判断と共通審査項目の採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業は採点を行わない）。
- ・委員による採点結果は、事務局への「採点票」の提出をもって確定する。

安塚区の採点方法

- ・審査は、「採点票」に基づき、書類により行う。
- ・基本審査欄は、「適合する・適合しない」をチェックする。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、「適合しない」とした理由を必ず記載する。
- ・採択方針との適合性について、「適合する・適合しない」をチェックする。
- ・審査項目の審査基準ごとに5段階で評価する。
- ・審査基準ごとの評価を踏まえて、採点（1点から5点の範囲）を行う。
- ・2点以下の採点をした場合、その他の特記事項に劣っている理由を記入する。

配点の目安

5点…優れている	4点…やや優れている	3点…普通
2点…やや劣っている	1点…劣っている	

(5) 審査結果の集計

- ・事務局は、提案事業ごとに採点票の結果を集計し平均点を算出する。
- ・基本審査で「適合しない」とした事業も平均点を算出する際は、その採点者を割り返す人数に加える。

2. 採択の基本的なルール

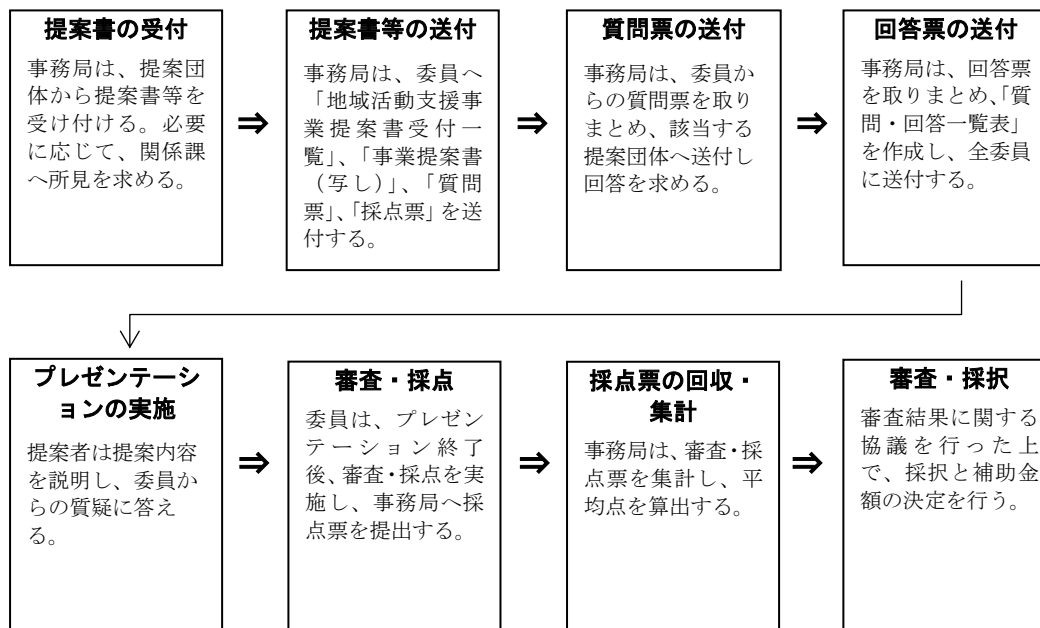
(1) 採択事業の検討

- ・審査結果が確定した後、採択の可否を協議する。
- ・提案事業は、共通審査基準の採点合計の平均点が 15 点に満たない場合は不採択とする。
- ・ただし、採択事業の補助金額総額が配分額に満たない場合は、協議によって 15 点未満でも採択できる。この場合、劣っている部分の改善を条件とする。

(2) 補助額の検討

- ・補助率は原則補助対象経費の 100%とする。ただし、補助金の総額が配分額を上回る場合や、事業内容等により補助金額や補助率を調整する。
- ・補助金額は 1 件 5 万円以上、上限をおおむね 100 万円とし、1 万円単位で助成する。

<参考>ながれ (イメージ)



※地域活動支援事業に係る地域協議会での・審査・採択は、原則公開です！

安塚区令和3年度の地域活動支援事業に係る採点票【案】

1. 採点対象

事業名	
提案者名	

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

※適合しないとした場合、必ず理由を記入してください。

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</p> <p>②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業</p> <p>③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業 ④中山間地域の活性化に資する事業</p> <p>⑤大雪・利雪・親雪に資する事業 ⑥良好な景観づくりに資する事業</p> <p>⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業</p> <p>⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業</p> <p>⑨安全安心のまちづくりに資する事業 ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業</p> <p>⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p>2 その他の事業</p> <p>優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。

審査項目	審査基準	評価欄			採点欄
		優	普	劣	
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	_____	_____	_____	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか 地域の実情や住民要望に対応したものか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	_____	_____	_____	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか 	_____	_____	_____	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	_____	_____	_____	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	_____	_____	_____	
合計					

* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

--

※事業に関するご意見のほか上記の審査項目において2点以下の採点をした場合、必ず理由を記入してください。

1. 採点対象

事業名	
提案者名	

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

※適合しないとした場合、必ず理由を記入してください。

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>1 優先して採択する事業 安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>②行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</p> <p>②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業</p> <p>③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業 ④中山間地域の活性化に資する事業</p> <p>⑤克雪・利雪・親雪に資する事業 ⑥良好な景観づくりに資する事業</p> <p>⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業</p> <p>⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業</p> <p>⑨安全安心のまちづくりに資する事業 ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業</p> <p>⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p>2 その他の事業 優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適合する</p> <p><input type="checkbox"/> 適合しない</p>

(3) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。

審査項目	審査基準	評価欄			採点欄
		優	普	劣	
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	_____	_____	_____	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか 地域の実情や住民要望に対応したものか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	_____	_____	_____	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達規模や時期に無理はないか 	_____	_____	_____	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	_____	_____	_____	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	_____	_____	_____	
合計					

* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

※事業に関するご意見のほか上記の審査項目において2点以下の採点をした場合、必ず理由を記入してください。